



子育てエコホーム

支援事業



補助対象 子育て世帯・若者夫婦世帯によるZEH住宅の新築

ZEH住宅: ①強化外皮基準かつ②再エネを除く一次エネルギー消費量が▲20%に適合するもの (ZEH, Nearly ZEH, ZEH Ready, ZEH Orientedに加え、令和4年10月1日以降に認定申請した認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅)

ZEH住宅
補助額

80万円取得!

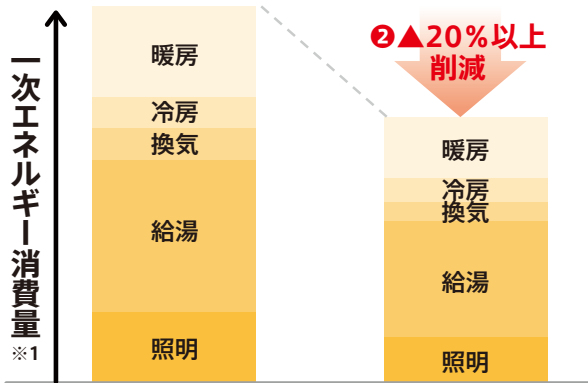


●長期優良住宅(長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁にて認定を受けたもの)の場合は100万円取得

断熱性能向上 + **高効率設備**

①強化外皮基準 ZEH基準

暖房 換気 給湯 照明
冷房



※その他一次エネルギー消費量を除く ※再エネ(太陽光発電など)を除く

※1 一次エネルギー消費量: 計量単位の異なる「暖冷房設備」「換気設備」「給湯設備」「照明設備」のそれぞれのエネルギー消費量をJ(ジュール)という単位に換算し表したもの

*2024年1月時点の情報です。最新の情報は子育てエコホーム支援事業お問い合わせ窓口またはホームページでご確認ください。 *掲載商品は推奨の一例です。

暖冷房設備



ルームエアコン
エオリア
ELシリーズ

換気設備



換気扇 熱交換換気ユニット

給湯設備



エコキュート
JPシリーズ

照明設備



LED照明設備
(全て)

LED
調光スイッチ
(居室)

かつてに
スイッチ
(トイレ・玄関)



複数の照明器具を効果的に組み合わせる照明設計 (LDK)

子育てエコホーム支援事業を活用して
経済的で快適なおうちにしませんか?

- *対象は18歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが39歳以下の世帯(年齢は令和5年4月1日時点)
- *強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するZEH住宅を対象とする
- *対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。
- *土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。
- *その他条件は公募要領による

子育てエコホーム支援事業が スタートします！



子育てエコホーム支援事業の概要

国土交通省所管
令和5年度補正予算：2,100億円
令和6年度予算案：400億円

1 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい**子育て世帯・若者夫婦世帯**※による**高い省エネ性能を有する新築住宅の取得**や、**住宅の省エネ改修等**に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

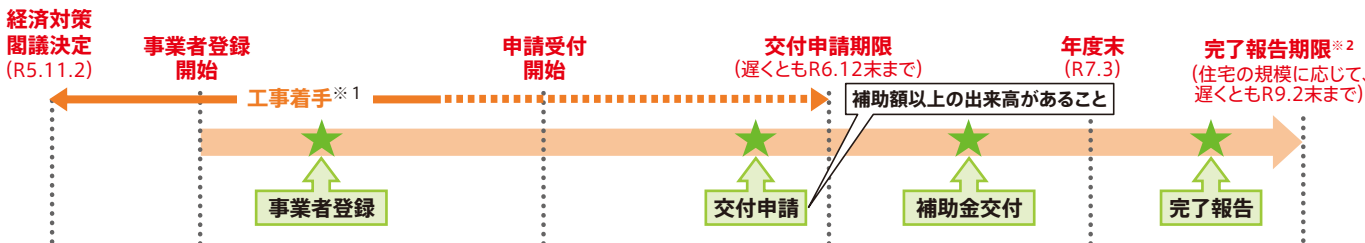
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。	①100万円/戸 ②80万円/戸 ※諸条件あり

住宅のリフォーム※1

対象工事	補助額
①住宅の省エネ改修	リフォーム工事内容に応じて定める額※ ●子育て世帯・若者夫婦世帯 上限30万円/戸 ●その他世帯 上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、子育て世帯・若者夫婦世帯：上限45万円/戸 その他の世帯：上限30万円/戸
②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。) ※2	※1「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯器の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)(※2において「3省連携事業」という。)とのワンストップ対応を実施 ※2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

3 手続き



お問い合わせ先

子育てエコホーム支援事業 お問い合わせ窓口

0570-055-224

【通話料がかかります】

受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を含む)

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。